

大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大牟田市安心安全まちづくり基金の活用に関する要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、安心安全まちづくりを推進する事業に対して助成するため、大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、要綱第2条第1項第1号に掲げる事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 毎年取り組む事業
- (2) 施設等の建設及び整備を目的とする事業
- (3) 事業等の実施を伴わない調査等を目的とする事業
- (4) 物品の購入だけを目的とする事業
- (5) 国、地方公共団体等が補助金等を交付している事業
- (6) その他市長が不適当と認める事業

(交付の対象となる団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、大牟田市安心安全まちづくり推進協議会及び大牟田市安心安全まちづくり推進協議会に所属している校区会員又は団体会員であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 代表者及び団体の所在地が明らかであること。
- (2) 団体の予算及び決算を適正に行っていること。
- (3) 助成事業を完遂することができる能力を有すること。
- (4) 前年度及び前々年度に助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の統制の下にある法人等でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している法人等でないこと。
- (7) 法人等の役員及び構成員が、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にないこと。

- 2 複数の団体により実行委員会を結成する場合は、実行委員会を構成する全ての団体が前項各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に定める額（その額が30万円を超えるときは30万円とし、千円未満の端数は切り捨てる。）とする。ただし、助成事業の実施に当たり、寄付金、広告料等の収入金がある場合において、当該収入金と助成金の額を合算した額が助成対象経費の総額を超えるときは、当該超える額を助成金の額から差し引いた額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(1)大牟田市安心安全まちづくり推進協議会の校区会員 別表に定める助成対象経費の総額

(2)前号に定める以外の団体 別表に定める助成対象経費の総額の3分の2以内の額

- 2 市長は、前項の助成金を概算払により交付することができる。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体又は実行委員会（以下、「申請団体」という。）は、大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 交付申請は、年度ごとに受け付けるものとし、受付期間は別に定める。

- 3 助成金の交付を受けた団体は、交付を受けた年度の翌々年度まで交付申請はできないものとする。

(審査及び決定)

第6条 市長は、第5条における交付申請があったときは、審査の上、助成の可否を決定し、その結果を大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金交付決定書（様式第2号）により申請団体に通知しなければならない。

なお、市長は、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

- 2 市長は、第1項の決定を行う場合においては、要綱第4条に規定する審査会の審議を経なければならない。

(概算払による助成金の交付請求)

第7条 第6条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた申請団体（以下「交付団体」という。）は、第4条第2項の規定により概算払による助成金の交付を受けようとするときは、大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金概算払請求書（様式第3号）

により、市長に助成金の概算払による交付を請求しなければならない。

（助成事業の変更）

第 8 条 交付団体は、助成事業の内容等を変更しようとするときは、大牟田市安心安全まちづくり基金助成事業変更承認申請書（様式第 4 号）によりあらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽易な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、大牟田市安心安全まちづくり基金助成事業変更承認書（様式第 5 号）により、交付団体へ通知するものとする。なお、市長は、必要があると認めるときは、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（助成事業の中止）

第 9 条 交付団体は、やむを得ず助成事業を中止する場合は、あらかじめ、大牟田市安心安全まちづくり基金助成事業中止承認申請書（様式第 6 号）により市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合は、大牟田市安心安全まちづくり基金助成事業中止承認書（様式第 7 号）により、交付団体へ通知するものとする。なお、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告書及び決算書の提出）

第 10 条 交付団体は、助成事業完了の日から 1 月以内に大牟田市安心安全まちづくり基金助成事業実績報告書（様式第 8 号）及び大牟田市安心安全まちづくり基金助成事業決算書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の確定及び精算）

第 11 条 市長は、実績報告書及び事業決算書の内容を審査の上、助成金の額を決定し、大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金確定通知書（様式第 10 号。以下「確定通知書」という。）により、交付団体に通知するものとする。

2 概算払による助成金の交付を受けている交付団体は、確定通知書に基づき精算を行い、当該助成金に対して返還金が生じたときは、これを直ちに返還しなければならない。

（助成金の交付請求）

第 12 条 概算払による助成金の交付を受けていない交付団体は、確定通知書に基づき、速やかに大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金交付請求書（様式第 11 号）に

より、市長に助成金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 13 条 市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、助成金の交付を停止し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。この場合において、交付団体に損害が生じてても市長は賠償しないものとする。

- （1） 虚偽又は不正な行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- （2） 助成金を助成事業以外の目的に使用したとき。
- （3） 助成事業を中止したとき。
- （4） 第 3 条に規定する要件を満たしていないことが発覚したとき。
- （5） この要領の規定に違反し、その他不正な行為があったと認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づいて、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消す場合、又は助成金の交付を停止する場合は、大牟田市安心安全まちづくり基金助成事業交付決定取消等通知書（様式第 12 号）により、交付団体へ通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により助成金の返還を命じる場合は、大牟田市安心安全まちづくり基金事業助成金返還命令書（様式第 13 号）により、期限を定めて通知しなければならない。

（補則）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。

別表

１．助成対象経費

項目	内容
報 償	講師等に対する講演料、謝礼金など
旅 費	講師等の交通費・宿泊費など
需用費	事業の記録用のＣＤＲやＤＶＤ等、看板製作料など
役務料	会場設営費、展示工作・撤去費など
委託料	駐車場整理委託費など
使用料及び賃借料	会場使用料、駐車場使用料など
印刷製本費	プログラム・パンフレット印刷費、チラシ・ポスター印刷費など
通信運搬費	通信連絡費、運搬費など
食糧費	事業従事者の食費など
保険料	事業実施に関する保険料など
手数料	振込手数料など
備品購入費	災害時等に使用する備品購入費

２．助成対象外経費

- 講師等への記念品代
- 自ら設置し又は管理する会場施設の会場使用料
- パーティ・打ち上げにかかる経費
- 備品購入費で単価３万円を超える額は自己負担
- 団体運営費
- その他、助成対象経費に該当するものであっても、事業の実施に必要と認められないもの。